

松本翔は取り組みます!



いまどきパパ・松本翔は頑張ります 子ども・高齢者に安全安心な自転車道を整備します

特集

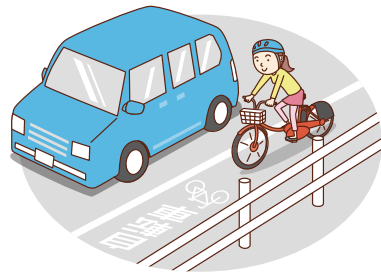
自転車通行帯 (自転車レーン)

歩道での歩行者と自転車との事故を減らすこと等を目的に、「自転車通行帯」の整備が進められています。バイク等の自動二輪車や自動車などの車両は、自転車レーンの走行や駐車が禁止されています。



自転車通行帯に係る規定の新設 自転車レーンのルールが制定されました

近年では自転車専用通行帯(幅員1.5m以上)の設置が進み、実際に自転車関連の交通事故数の減少や道路利用者の不安感の低減等の効果が確認されています。こうした状況を踏まえ、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」が新たに規定されました。

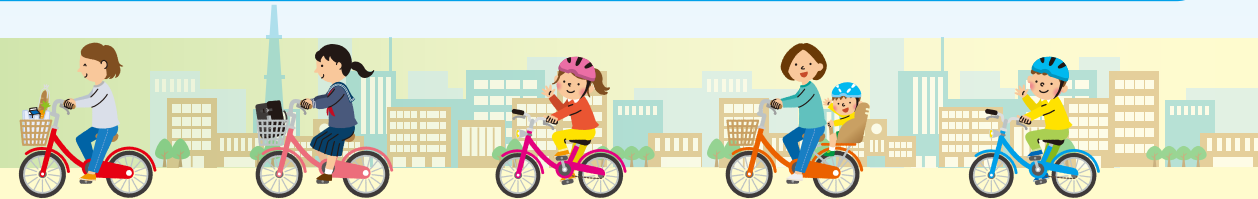


自転車通行帯の設置要件及び幅員 要件や幅員が制定され、整備が進みます

自動車及び自転車の交通量が多い道路等には、車道の左端寄りに自転車通行帯が設けられることとなります。自転車通行帯の幅員は1.5m以上が原則ですが、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、1mまで縮小できるようになります。



ルールを守って、安全安心の街づくり



自転車事故は大きな責任

自転車の自賠責加入の義務化が都の条例で定められています。過去には小学5年生が歩行者にぶつかり、9,521万円賠償の判決が地裁で命じられた例があります。自転車を運転する責任を持つことが必要です。



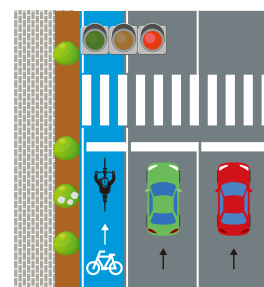
バス停で自転車は注意が必要

バス乗降中自転車は、バスが発進するまで後方で待機しなくてはなりません。また歩道に上がって迂回する場合は、自転車から降りて通行する必要があります。



赤信号は車と同じルール

自転車は軽車両扱いですので、赤信号では停車する義務があります。このルールを知らない自転車利用者が多く、横断歩道で危ない思いをした方がいるので、周知徹底の必要があります。



自転車レーンは駐車禁止

自転車レーンでは、自動車の通行・駐車は禁止です。違法駐車をよけて車道を走る自転車が、走行中の自動車と事故を起こすケースもあり大変危険です。

